

平成26年2月4日

各 位

会 社 名 ケ ネ デ ィ ク ス 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 島 大 祐
(コード番号:4321 東証一部)
問 い 合 わ せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 田 島 正 彦
電 話 番 号 (03) 5623-8400

株主提案に係る当社の対応に関するお知らせ

当社は、当社株主より平成26年1月16日付で、同年3月26日開催予定の当社第19回定時株主総会における株主提案権の行使に関する書面を受領し、同年2月4日開催の当社取締役会において同提案に対する取締役会の反対意見を決議しましたので、お知らせします。

記

1. 提案株主

氏名： 個人株主であるため非開示
保有議決権数： 390個(議決権総数の0.01%)

2. 株主提案の概要および当社取締役会の反対意見

株主(1名)からのご提案によるものです。

各議案の提案の内容は、原文のまま、提案された順に記載しております。

(提案の理由については省略させていただきました。)

株主提案1 定款一部変更の件(新会社法下におけるMBO時の取締役の責任)

◇提案内容

定款に以下の条文を加える。

「取締役は、支配株主から新会社法(第185回閣法22号「会社法の一部を改正する法律案」に基づく改正会社法をいう)第179条の3第1項に基づく株式等売渡請求の承認を求められた場合には、株式等売渡代金の供託を求めるものとする。

② 取締役は、新会社法第179条の6に基づく株式等売渡請求の撤回を承認してはならない。

③ 本条は、新会社法施行の日から効力を有する。」

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社では、常に株主の皆様を大変重要なステークホルダーと捉えており、経営判断において株主利益の保護・最大化を最重要課題と認識しております。

一方で、新会社法(第185回閣法22号「会社法の一部を改正する法律案」に基づく改正会社法をいう)につきましては、本意見に係る取締役会決議時点で、未だ国会において成立しておらず、公布・施行もされておられません。

法令が施行されておらず、未創設の特別支配株主の株式等売渡請求制度に関して、あらかじめ定款に定めをおくことは適切ではないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

株主提案2 定款一部変更の件(外国人差別の禁止)

◇提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当社の役員、従業員、株主は、外国人投資家を「ハゲタカ」と称するなどして差別してはならない。」

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、国内外を問わず、全てのステークホルダーと良好な関係の構築を目指しており、また、業務を通じて、設立以来一貫して、海外の投資家の皆様とも共同して多くの中核的事業を営んできております。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設ける必要はないと考えます。

株主提案3 定款一部変更の件(白票を会社側提案については賛成、株主提案については反対とすることの禁止)

◇議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「株主総会の議決権行使書面において賛成とも反対とも記載されていない白票については、会社側提案と株主提案で不公平な取り扱いをしてはならない。」

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

議決権行使書に賛否の意思表示がない場合に、会社提案に賛成、株主提案について反対として取り扱うことは、法令及び裁判例上も認められております。

日本の上場会社における取扱いとして実務上も広く採用されている極めて標準的なものです。

当社においても、賛否の意思表示がない場合の取扱いをあらかじめ決定し、その旨を議決権行使書に明記して、株主の皆様にご案内しております。

また、賛否を記載せずに議決権行使書が返送される場合は、全議案について賛否が表明されていないケースがほとんどですが、こうして議決権行使書を返送してくださる株主の皆様は、議決権行使書の作成者である当社を信任されていると考えられます。

賛否の表示のない議決権行使書を棄権扱いとすることは、せっかくご返送いただいた多くの株主の皆様のご意向に反するものであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以 上